

後期基本計画

令和 8 (2026) 年度～令和 12 (2030) 年度

基本計画の施策体系

将来像

分野別の基本目標

主要施策

人がいきいき
未来をつむぐ
挑戦するまち
しごとびら

基本目標1
子育て環境が
充実したまち

- 1-1 子育て支援の充実
- 1-2 就学前教育・保育の充実
- 1-3 学校教育の充実
- 1-4 青少年健全育成の推進

基本目標2
自分らしく豊かな
心を育むまち

- 2-1 生涯学習の推進
- 2-2 生涯スポーツの推進
- 2-3 歴史の継承と文化の振興
- 2-4 人権施策の推進

基本目標3
共に支え合い健やか
に暮らせるまち

- 3-1 健康づくりの推進
- 3-2 地域福祉の充実
- 3-3 高齢者福祉の充実
- 3-4 障がい者福祉の充実
- 3-5 社会保障の充実

基本目標4
環境にやさしく
快適に暮らせるまち

- 4-1 環境にやさしい社会の形成
- 4-2 魅力ある土地利用の推進
- 4-3 安全に移動できる道路網の整備
- 4-4 公園・緑地と自然環境の保全と整備
- 4-5 公共交通などの充実
- 4-6 生活環境の充実

基本目標5
安全で安心して
暮らせるまち

- 5-1 災害に強いまちづくりの推進
- 5-2 防犯対策・交通安全対策の強化
- 5-3 住民生活の保護

基本目標6
地域の魅力を活かし
賑わいを生みだすまち

- 6-1 農水産業の振興
- 6-2 商工業の振興
- 6-3 観光の振興
- 6-4 地域振興の推進

基本目標7
みんなの力でつくる
持続可能なまち

- 7-1 協働のまちづくりの推進
- 7-2 効率的な行財政運営
- 7-3 情報化の推進

具体施策

1-1	(1)子育てに関する相談・支援の充実 (4)要支援児への対応	(2)児童虐待防止の強化	(3)地域での子育て支援の充実
1-2	(1)幼児教育・保育環境の充実	(2)幼児教育・保育サービスの推進	
1-3	(1)「生きる力」を育む教育内容の充実 (4)学童保育の充実	(2)豊かな心を育む教育の推進 (5)教育環境の整備	(3)児童・生徒の安全・安心対策 (6)コミュニティ・スクールの推進
1-4	(1)青少年健全育成活動の推進		
2-1	(1)学習機会の充実	(2)生涯学習の基盤づくり	(3)図書館利用者サービスの充実
2-2	(1)生涯スポーツの振興	(2)施設整備の充実	
2-3	(1)文化財の保存と活用	(2)伝統文化の継承	(3)芸術・文化の振興
2-4	(1)学校における人権教育の推進 (3)人権啓発活動の充実	(2)家庭や地域における人権教育の推進 (4)各種団体・機関との連携	(5)男女共同参画社会の充実
3-1	(1)健康と食に関する啓発の実施 (3)こころの健康づくり	(2)健康増進・疾病予防の取り組みの推進 (4)感染症の対策の充実	
3-2	(1)地域福祉活動の充実 (4)戦没者遺族などへの援護	(2)見守りネットワークの充実	(3)福祉ボランティア活動の推進
3-3	(1)高齢者の社会参加 (4)相談窓口の充実	(2)高齢者の健康づくり	(3)日常生活支援の充実
3-4	(1)障がいのある人の自立と社会参加の支援	(2)相談支援体制の充実	
3-5	(1)地域医療体制の充実	(2)低所得者福祉の充実	
4-1	(1)環境負荷軽減の推進	(2)ごみ処理の適正化と環境美化の推進	
4-2	(1)良好な市街地の保全と形成	(2)地域に応じた土地利用の推進	
4-3	(1)国道・県道の整備の促進	(2)都市計画道路・生活道路の整備	(3)道路の適切な維持管理
4-4	(1)公園・緑地の保全と整備	(2)緑化の推進	(3)自然環境などの保全と活用
4-5	(1)公共交通の充実	(2)駐輪施設の充実	
4-6	(1)安全で良質な水の安定供給	(2)下水道などの整備と普及促進	(3)生活環境の改善
5-1	(1)防災対策の充実	(2)災害危険箇所への対策と整備	
5-2	(1)防犯対策の推進	(2)交通安全対策の推進	
5-3	(1)消費者啓発・教育の推進と啓発強化	(2)緊急事態への対応・対策	
6-1	(1)農業の振興 (3)高付加価値農水産物の開発と販売促進	(2)水産業の振興 (4)担い手の育成支援	
6-2	(1)商工業の振興	(2)企業誘致と就労・雇用の推進	
6-3	(1)観光情報の発信と施設の充実	(2)連携による観光の推進	
6-4	(1)定住化及び空き家対策の推進	(2)地域振興策の推進	
7-1	(1)コミュニティ活動の活性化	(2)公益活動への支援	(3)住民参画の推進
7-2	(1)健全な財政運営の維持	(2)組織・人材の育成	(3)効果的な行政運営の推進
7-3	(1)情報通信技術の活用と普及		

主要施策



子育て支援の充実

現 状

開発に伴う子育て世代の転入ピークは過ぎましたが、子育て家庭のライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化などの要因により、子育てに不安を感じている保護者もあり、家庭の状況に応じた支援が必要です。そのため、令和6(2024)年度にこども家庭センター「はぐうる」を開設し、子育て及び保健・福祉の拠点として相談と支援とともに、各種事業やサービスの提供を行っています。また、ライフスタイルの変化や価値感の多様化によって、児童虐待につながるケースもあり、今後も警察、児童相談所、関係機関とのさらなる連携が必要となっています。

方 向 性

こども家庭センター「はぐうる」の充実を図り、子育て及び保健・福祉の拠点として相談と支援とともに、各種事業やサービスの提供を行います。また、児童虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関や地域ネットワークを通して子どもを見守る体制を強化します。さらに、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもに関する地域の理解を深め、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図り、誰もが安心して子育てできる環境を整えます。

具 体 施 策

(1) 子育てに関する相談・支援の充実

- ① 子育てに不安を抱える家庭や養育支援が必要な家庭を支援するため、保健師や臨床心理士などが、個々の状況に応じた相談支援や情報提供などを実施します。
- ② 妊産婦の健康づくりを支援するため、その家庭に応じた保健指導や情報の提供に努めます。
- ③ 産婦や子どもの状況把握を行うため、助産師や保健師などが全ての乳児家庭を訪問し、状況に応じた支援や助言を実施します。
- ④ ひとり親家庭の自立支援のため、乳幼児の保育・食事の世話など家事全般を代行する家庭生活支援員の派遣を行います。
- ⑤ 妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援を行うため、児童福祉機能と母子保健機能の連携を図りながら、新宮町こども家庭センター『はぐうる』の充実に努めます。
- ⑥ 父親の育児参加を促すため、妊娠期から参加できる父親向けの子育て教室の充実に努めます。

(2) 児童虐待防止の強化

- ① 児童虐待防止への理解を深めるため、地域住民に対する啓発活動に努めます。
- ② 児童虐待の防止や早期発見・対応のため、関係機関で構成する新宮町要保護児童対策地域協議会を中心に、地域での見守りや連携の強化に努めます。

- ③ 保護者が家庭や地域で孤立しないよう、保育・教育機関との連携を強化するとともに、育児相談体制の充実に努めます。
- ④ 精神面に不調を抱える妊産婦や保護者への専門スタッフによる相談支援体制の充実に図り、虐待防止に努めます。

(3) 地域での子育て支援の充実

- ① 育児に関する悩みや不安を解消させるため、子育て支援センター『かんがるーひろば』の充実に努め、就園前の多くの親子が交流し、子育てに関する相談の場の提供に努めます。
- ② 地域が子育て支援に参加したり、子育て中の親同士が交流できる環境を充実させるため、ファミリー・サポート・センターや地域子育てサロン活動を支援します。
- ③ 子育て家庭の負担軽減を図るため、行政区や民生委員・児童委員などと連携し、子どもの居場所づくりや地域での預かり体制を整備します。また、新宮東幼稚園跡地を活用した「こどもの居場所」や支援施設などの整備に努めます。

(4) 要支援児への対応

- ① 障がいのある子どもの家庭を見守り、支援できる地域づくりを促すため、多様化する障がいへの理解を深める啓発活動を推進します。
- ② 学校や幼稚園において、インクルーシブ教育¹の推進に努めます。
- ③ 乳幼児の病気の早期治療や発達に課題のある子どもの早期療育につなげるため、乳幼児健診などで早期に発見し、適切な支援を行います。
- ④ 発達に課題のある子どもに対して、幼稚園・保育所や医療機関などと連携を図りながら相談支援体制の充実に努めます。
- ⑤ 発達支援に関する知識や支援技術の向上を図るため、保育所や幼稚園などの発達支援スタッフに対する研修会を実施し、支援者同士の連携の強化に努めます。

主要施策の指標

指標名	R 6実績値	R12目標値
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合（3歳児の保護者）	76.3%	80.0%
子どもの育てにくさを感じている保護者の割合（3歳児の保護者）	22.6%	20.0%
虐待の可能性のある行為をしている保護者の割合（3歳児の保護者）	22.3%	20.0%
ファミリーサポート会員数（まかせて会員）	44人	40人
男性のパパママ教室参加者数	44人	80人
出会いの場支援件数（件）（累積）	15件	15件

関連個別計画

- 新宮町子ども・子育て支援事業計画
- 創業支援事業計画
- 新宮町教育行政の目標と主要施策
- 新宮町障がい者（児）計画

¹ インクルーシブ教育：障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けること。

主要施策



就学前教育・保育の充実

現 状

国の基本指針では、教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。新宮町では「町全域」を1つの提供区域と定め、勤務状況に合わせた施設利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択など、利用者の細かなニーズに対応しています。

保育施設については、増加する保育需要に対応するため、計画的な施設整備を行ってきたことにより、令和4(2022)年4月に待機児童ゼロを達成しました。しかし、年度途中については、必要な保育士の確保が困難なことから待機児童の解消には至っていない状況にあります。

一方、町立幼稚園では、無償化などの影響により入園希望者が減少しているため、令和6(2024)年に新宮幼稚園と新宮東幼稚園を統合し、町立幼稚園の特色をより積極的にPRするとともに、満三歳児の受け入れや預かり保育を実施し、町立幼稚園としての在り方を検討しています。

方 向 性

今後も出生数は毎年減少傾向が見込まれることから、児童数については、ゆるやかに減少していくと想定されますが、引き続き保護者のニーズを適切に把握し、年度途中の待機児童解消のため、年度途中の需要に応じた、保育士の確保に努めます。また、町内の全ての教育・保育施設において、子どもたちの育成・発達に配慮しつつ子どもの権利の視点に立った教育・保育を確実に提供し、就学前教育を充実するとともに、保育園等、幼稚園と小学校の連携を推進し、義務教育への円滑な接続に取り組んでいく必要があります。

また、町立幼稚園については、小学校との交流授業などによる連携や、自然豊かな教育環境を生かした教育の実践など、町立幼稚園の強みを生かした幼児教育を推進するとともに、医療的ケアを必要とする子どもの受け入れの検討・体制整備などを推進し、インクルーシブ教育システムの構築に努めます。

具 体 施 策

(1) 幼児教育・保育環境の充実

- ① 就学前の子どもがスムーズに小学校生活をスタートできるよう、小1プロブレム¹対策として小学校児童と幼稚園児・保育園児の交流を推進します。
- ② 待機児童を解消するため、今後の就学前児童人口の推移や保育ニーズを見極めながら、保育士の確保など、保育所などの受け入れ体制の充実に努めます。
- ③ 保育環境の充実のため、認可保育所や認定こども園に対し必要な支援を行うとともに

¹ 小1プロブレム：小学校第一学年の児童が学校生活に適應できないために、(1)集団行動がとれない(2)授業中に座って居られない(3)先生の話聞かないといった状態が続くこと。

に、届出保育施設の運営を支援します。

- ④ 離島における保育環境の充実を図るため、相島保育所の適正な運営に努めます。
- ⑤ 幼い頃から本に親しむ習慣を身に付けるため、読み聞かせへのフォローアップにより、読書習慣の普及に努めます。
- ⑥ 町立幼稚園の特色・強みを発信しつつ、保護者のニーズを把握し、町立幼稚園の在り方について検討を進めながら適切な運営に努めます。

(2) 幼児教育・保育サービスの推進

- ① 保護者の就労支援や育児負担の軽減など様々な保育ニーズに対応するため、一時保育や延長保育、障がい児保育、病児・病後児保育の充実に努めます。
- ② 町立幼稚園において、生きる力の基礎を育むため、基本的な生活習慣を身に付けるとともに、「豊かな感性」「学びの芽生え」を育む教育に努めます。

主要施策の指標

指標	R 6実績値	R12目標値
待機児童数	0人	0人
小学校と幼稚園・保育所との交流	5校	5校

関連個別計画

- 新宮町子ども・子育て支援事業計画
- 新宮町教育行政の目標と主要施策
- 新宮町子ども読書活動推進計画
- 新宮町障がい者（児）計画

主要施策



学校教育の充実

現 状

全小・中学校をコミュニティ・スクールとして指定し、保護者や地域の人々が学校運営に参画する「学校運営協議会」を学校に置くことで、地域が主体となって子どもたちが安全に通学できる見守り体制をつくり、いじめや不登校などの様々な課題に対応しています。

また、小・中学校において確かな学力の定着に向けた取り組みを充実させ、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを進めています。

方 向 性

子どもたちの学ぶ意欲の向上と確かな学力の定着に取り組み、家庭・地域と連携して学校教育の推進を図り、教育環境の充実をめざします。

また、子どもたちが、より良く生きるための道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を身に付けるための教育を充実させるとともに、子どもたちの将来を見据え、これから不可欠となるプログラミング教育など、Society5.0¹に対応した教育を行います。

学校の運営については、今後も保護者や地域の意見を学校運営に反映させながら、地域や学校及び児童・生徒の実態を踏まえて、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、教育の質的向上を図るカリキュラムマネジメントを推進していきます。また、子どもたちの抱える様々な悩みや問題に対応できるよう、きめ細かな指導・相談体制の充実をめざします。

具 体 施 策

(1) 「生きる力」を育む教育内容の充実

- ① 確かな学力の育成を図るため、義務教育9年間を見通した教育課程の編成など、学校と地域が連携・協働した教育を推進します。
- ② Society5.0 社会に対応できる子どもを育てるため、ICT²教育の推進とともに、情報モラル教育の充実に努めます。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

- ① 生命を尊重する心や公共心を育成するため、自律性や規範意識に根ざした人間関係を築く力の向上をめざした道徳教育を推進します。
- ② いじめや不登校、暴力行為などの問題行動の未然防止や早期対応に向け、子どもやその保護者に応じたきめ細かな指導や相談体制の充実に努めます。

¹ Society5.0：狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指すものであり、第5の新たな社会をデジタル革新、イノベーションを最大限活用して実現するという意味で、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱された。

² ICT：「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

- ③ 障がいのある子どもの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、特別支援教育の充実に努めます。

(3) 児童・生徒の安全・安心対策

- ① 通学路の安全を図るため、「通学路交通安全プログラム」や「登下校防犯プラン」に基づき、危険な通学路の改善や整備に努めます。
- ② 児童・生徒の通学時の安全を確保するため、地域やボランティア団体が参加する見守り活動を支援するとともに、交通安全への指導や防犯対策の強化に努めます。

(4) 学童保育の充実

- ① 放課後児童の健全育成を図るため、保護者のニーズに応じた学童保育所の運営に努めます。
- ② 学童保育待機児童の解消を図るため、放課後児童支援員などの確保や施設整備など、受け入れ体制の整備に努めます。

(5) 教育環境の整備

- ① 児童・生徒が安全で快適に学校生活を送るため、校舎や体育館の施設及び設備の改修を計画的に実施します。
- ② 子どもたちが情報活用能力を身に付けるための基礎となる力の育成を図るため、ICT環境の整備に努めます。

(6) コミュニティ・スクールの推進

- ① 地域の特色や資源を活かし、各中学校区を中心とした協働による活動の充実に努めます。
- ② 「地域と共にある学校づくり」と町への愛着醸成に向けたふるさと教育の充実に努めるため、地域の教育資源を有効に活用し、コミュニティ・スクールの活性化と地域学校協働活動の推進に努めます。

主要施策の指標

指標	R 6 実績値	R 12 目標値
通学路の整備小学校区	4 校区	毎年 4 校区
学校施設等長寿命化計画の進捗率	89.6%	100.0%
学童保育所待機児童数	19 人	0 人

関連個別計画

- 新宮町障がい者（児）計画
- 新宮町子ども・子育て支援事業計画
- 新宮町教育行政の目標と主要施策

主要施策



青少年健全育成の推進

現 状

青少年を取り巻く状況は、家庭環境の多様化、デジタル化による社会環境の変化に伴い、課題が複雑化しています。このような状況の中、青少年が健やかに育つことができるよう家庭、地域、学校やボランティア団体と共に地域通学合宿や寺子屋事業など、様々な体験活動を実施しています。また、各行政区の青少年指導員と連携した巡回を行うことで、青少年の健全育成を推進しています。

青少年が多様な価値観や経験に触れながら、将来への希望を育むため、地域ぐるみで青少年を支える社会教育を推進する必要があります。

方 向 性

通学合宿や寺子屋事業により、地域の団体と連携した学びと体験の場を提供するとともに、次世代のリーダーとなる人材の育成に努めます。また、青少年指導員と連携した巡回など、関係団体とさらなる連携を図りながら、社会的つながりを強化することで子どもたちが主体的に学び、成長する土台作りに努めます。

具 体 施 策

(1) 青少年健全育成活動の推進

- ① 青少年の健全育成を図るため、ジュニアリーダーを育成するとともに、青少年が中心となって取り組むことができる「子ども会活動」の活性化に努めます。
- ② 心豊かでたくましく生きる青少年を育むため、家庭や地域、学校と連携を図り、体験活動や通学合宿などの事業を推進します。
- ③ 青少年が安心して成長できる環境づくりのため、青少年指導員などの各種団体と連携を図り、夜間巡回や街頭補導活動などの非行防止活動を推進します。
- ④ 青少年と地域のつながりを深めるため、子ども会育成会やPTAなどと連携し、青少年への声かけやあいさつ運動を支援します。
- ⑤ 青少年の安全・安心な居場所づくりのため、地域の大人たちが経験や知識を活かして実施する地域寺子屋事業を支援します。



主要施策の指標

指標	R 6実績値	R12目標値
青少年指導員巡回の参加延べ人数	58 人	60 人
通学合宿への参加児童の人数	56 人	80 人
通学合宿実施箇所数	4 箇所	8 箇所
子ども・ジュニア・シニアリーダーの総人数	61 人	70 人
ジュニアリーダー等活動回数	12 回	15 回

関連個別計画

- 新宮町教育行政の目標と主要施策

主要施策



生涯学習の推進

現 状

幸福や生きがいを感じられるウェルビーイングの向上が求められる中、生涯にわたって心豊かに過ごし、学び続けられる生涯学習の重要性が高まっています。多様化する住民ニーズを把握しながら、様々な世代に向けての生涯学習講座の実施を通して、学びの場や活躍の場の提供を行っています。

また、住民の学習活動を支援する学びの拠点の一つといえる町立図書館では、図書資料の充実を図るとともに、利用者ニーズの把握や利用しやすい環境設備に努めています。

方 向 性

関係団体との連携により、さらなる学習機会の充実に努め、住民ニーズにあった講座を提供し、学びのきっかけづくりとともに、継続的に学び続けられる生涯学習の基盤づくりを進めます。

また、町立図書館においては、多種多様な利用者ニーズの把握に努めながら、利用者に関わる利用環境の整備に努めます。

具 体 施 策

(1) 学習機会の充実

- ① 学習機会の充実と学習意欲の向上を図るため、そびあしんぐうやシーオーレ新宮を拠点とした学習機会の場を提供するとともに、新宮町文化協会や新宮町スポーツ協会の所属団体との連携に努めます。
- ② 生涯学習講座の充実を図るために、受講者へのアンケート調査を実施し、多様化する住民ニーズの把握に努めます。

(2) 生涯学習の基盤づくり

- ① 幅広い世代のニーズにあった講座を企画し、学習グループやサークル活動などへの参加を促すとともに、住民の自主活動を支援します。
- ② 住民それぞれが学んだ知識や技術を地域や学校の中で活かすことができるよう、生涯学習を支える指導者の発掘や人材の育成、活躍の場の創出に努めます。

(3) 図書館利用者サービスの充実

- ① 住民の読書環境の充実を図るため、町立図書館とボランティアが連携し、図書館事業の充実と人材の育成を推進します。
- ② 子どもの成長に不可欠な豊かな心を育むため、新宮町子ども読書活動推進計画に基づいて子どもの自主的な読書活動を推進します。

主要施策の指標

指標名	R 6実績値	R12目標値
生涯学習講座実施数	30 講座	35 講座
生涯学習講座における町内人材及び団体登用回数	10 回	15 回
住民 1 人当たりの貸出冊数	5.9 冊	6.5 冊

関連個別計画

- 新宮町子ども読書活動推進計画

主要施策



生涯スポーツの推進

現 状

健康の保持や増進、体力の向上に対する意欲が高まる中、新宮町スポーツ協会や関係団体との連携により、子どもから高齢者、障がいのある人が楽しめるスポーツイベントを開催し、住民の健康づくりを支援しています。また、新たな生涯スポーツの普及による競技種目の多様化や屋内体育施設の老朽化などにより施設のさらなる整備へのニーズが高まっています。一方で、スポーツ協会の会員数は減少しており、担い手・指導者不足などが課題となっています。

方 向 性

誰もがライフステージに応じて快適にスポーツや健康づくりに親しめる環境づくりを進め、生涯スポーツの一層の推進を図ります。また、スポーツ団体や関係機関との連携を強化し、健康づくりや地域交流につながる取組の充実を図ります。また、運動施設については、多種多様な住民ニーズの把握に努めながら、効果的かつ効率的な施設整備を進めるとともに、計画的な維持管理により利用者の安全性の確保に努めます。

具 体 施 策

(1) 生涯スポーツの振興

- ① 軽スポーツやニュースポーツの体験会の開催、障がい者スポーツの体験機会の拡充と広報や関係機関との連携による参加促進に努めます。
- ② 各種スポーツの普及を図るため、新宮町スポーツ協会や各種団体と連携したスポーツ大会の充実を努めます。
- ③ 指導力の向上を目的とした講習会などを実施し、指導者の育成に努めます。
- ④ 住民の健康増進を図るため、新宮町スポーツ協会や新宮町スポーツ推進委員などの関係団体と連携し、ウォーキングや健康増進事業などを推進します。

(2) 施設整備の充実

- ① 新宮ふれあいの丘公園及びその周辺地域への、運動施設の整備・集約により、スポーツ拠点の形成を推進します。
- ② 運動施設やウォーキングコースの整備など、スポーツに親しみやすい環境づくりを推進します。

主要施策の指標

指標名	R 6実績値	R12目標値
スポーツ協会会員数	427 人	500 人
住民の健康増進に係るイベント数	3 事業	5 事業

基本計画

主要施策



歴史の継承と文化の振興

現 状

文化財は地域の貴重な歴史的財産です。後世に伝え遺していくために、引き続き、保存・保護に努める必要があります。一方で、文化財は学習活動やまちづくりに活用できる資源でもあり、保存・保護と活用を一体とした総合的な整備を、一層推進する必要があります。

町内に所在する文化財の案内板の設置や史跡の整備を行い、町内文化財の啓発や適切な保全を図っています。また、高齢化や担い手不足により簡素化や無くなりつつある伝統文化といった民俗文化財の映像資料を歴史資料館内において活用できるように環境を整えています。さらに、歴史資料館において企画展の開催や体験学習を通して、文化財の情報の発信や文化財に触れる機会の拡充を図っています。

文化芸術については、価値観の多様化が進み、心の豊かさや潤いのある暮らしを求める人が多くなり、質の高い文化や芸術に対する関心が高まりつつあります。

方 向 性

後世に引き継ぐべき大切な財産である文化財を適切に保存・保護するとともに、その価値を永く後世に伝える取り組みを推進し、文化の継承を図ることで、地域への誇りや郷土愛を醸成します。

町内にある文化財を歴史学習や観光資源として有効活用するため、適切な維持管理を計画的に実施します。また、歴史資料館内において映像などを利活用した展示や史跡見学会などを通して文化財に触れる機会ができるよう取り組みを推進します。

そして、文化芸術にふれ楽しむ機会を増やすことにより、住民の豊かで寛容な心を育み、人々の多様な交流を促進することで、町独自の文化を涵養します。

具 体 施 策

(1) 文化財の保存と活用

- ① 文化財愛護精神及び文化財保護活動に関する啓発を図るため、案内解説板の充実や史跡・文化財の説明を行う「案内ボランティア」の育成方法を研究し、普及活動に努めます。
- ② 町内にある全ての文化財を有効活用して体験講座や見学会を実施し、歴史・文化財にふれあう機会の充実を図り、文化財愛護意識の高揚に努めます。
- ③ 住民が歴史・文化財に興味を持ち、学ぶことができる場となるよう展示施設・展示方法のリニューアルを行い、文化財の情報発信の拠点として、魅力ある歴史資料館づくりに努めます。
- ④ 町の歴史と深く関わっている歴史的資料を調査・研究し、その保存・活用に努めます。
- ⑤ 国指定史跡相島積石塚群や国指定重要文化財横大路家住宅（千年家）などの貴重な文化資産を保全・整備し、適切な維持管理を行うとともに、歴史学習や観光資源として有効活用に努めます。

(2) 伝統文化の継承

- ① 地域に残る伝統文化を継承し、後世に伝えていくため、地域の協力のもと民俗資料の保存に努めます。
- ② 伝統文化を次世代に伝えるため、映像資料などの記録資料を収集し、利活用ができる仕組みづくりに努めます。

(3) 芸術・文化の振興

- ① 様々な芸術・文化にふれあう機会を提供するため、そびあしんぐうを拠点に新宮町文化振興財団と連携し、コンサートや演劇など芸術・文化活動の充実に努めます。
- ② 住民の芸術・文化活動を推進するため、啓発活動や若年者が参加できるプログラム作成など、活動しやすい環境づくりに努めます。

主要施策の指標

指標名	R 6実績値	R12目標値
そびあしんぐうの年間利用者数	146,296人	150,000人
芸術文化祭への参加者数	3,240人	5,000人
歴史資料館の利用者数	2,342人	3,500人

主要施策



人権施策の推進

現 状

あらゆる差別をなくし住民一人ひとりの参加による明るく住み良い地域社会を実現するため、「新宮町差別をなくし人権を守る条例」や「新宮町人権教育・啓発基本指針」に基づき、様々な人権施策を推進しています。しかし、依然として社会生活の様々な局面において、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症患者などに対する偏見や差別が問題となっています。さらに、国際化、情報化の進展などを背景にSNS等を通じた誹謗中傷や、プライバシーの侵害といった新たな人権問題が顕在化しています。

このような人権を取り巻く状況の大きな変化とこれまでの取り組みを踏まえ、より一層効果的な取り組みが求められている状況です。新宮町では「新宮町人権教育・啓発基本指針」に基づき、町の実情にあった人権施策のさらなる充実と計画的な施策の展開が必要です。

方 向 性

人権への配慮は、全ての行政施策で重要な視点です。新宮町人権教育・啓発基本指針や同指針実施計画に基づき、各種団体・機関との連携を強化し、適切に施策を推進します。

また、同指針は新宮町における人権施策の根幹となるものであるため、住民への周知に努めるとともに、職員の人権意識を高めるための研修の充実を図り、主体的に人権問題の解決に取り組む人材の育成に努めます。

具 体 施 策

(1) 学校における人権教育の推進

- ① 教職員の人権意識を高めるため、組織的な取り組み強化と計画的な人権教育に努めます。
- ② 児童・生徒の自尊感情を高めるため、学校での教育活動全体を通して、子どもの発達段階に応じた人権学習を推進します。
- ③ 高齢者や障がいのある人、外国人などあらゆる人権問題やインターネットなどによる人権侵害などに対する理解と認識を深め、様々な人権課題の解決につながる姿勢や態度を育む教育に努めます。

(2) 家庭や地域における人権教育の推進

- ① 地域や家庭で話し合える環境をつくるため、多様な人権学習の場を提供するとともに人権啓発に努めます。
- ② 人権に関する正しい知識を身に付け、主体的に活動できる人材を育成するため、人権研修会の充実を努めます。
- ③ 差別に気づき、差別をなくす行動をとることができる人材を育成するため、企業や社会教育関係団体などを対象とした人権教育を推進します。

(3) 人権啓発活動の充実

- ① 住民に対する人権啓発を推進するため、各種関係機関と連携を図りながら町広

報誌や三月間町民のつどい・人権フェスティバルなどの機会を活用した人権意識の高揚を図るための啓発活動の充実に努めます。

- ② 新宮町人権教育・啓発基本指針に基づき、実施計画の実効性を確保するため、必要に応じた実施状況の見直しに努めます。
- ③ 効果的な施策の推進を図るため、住民意識調査や実態調査を実施します。
- ④ 町職員の人権感覚を養うため、人権研修の充実に努め、人権課題への解決に取り組む人材の育成に努めます。

(4) 各種団体・機関との連携

- ① 新宮町企業内人権・同和問題研修推進会議と連携し、企業が人権問題を自発的に解決できるように努めます。
- ② 「新宮町非核平和都市宣言（昭和60（1985）年）」の理念を踏まえ、平和祈念事業を推進します。
- ③ 国・県や他の自治体など関係機関との連携した啓発活動などを実施し、より効果的かつ円滑に人権施策を推進します。
- ④ ドメスティックバイオレンス（DV）や児童虐待など、様々な人権侵害の救済に取り組むため、人権擁護委員や法務局、警察などの関係機関や地域ネットワークとの連携を強化し、人権に関する相談体制の充実に努めます。

(5) 男女共同参画社会の充実

- ① 性別にとらわれず、誰もが互いの個性や能力を尊重しあい、社会参画できる環境づくりのため、各種啓発活動を実施します。
- ② 男女が安心して健やかに暮らせるよう、相談支援や環境整備の充実に努めるとともに、ドメスティックバイオレンス（DV）などの暴力や差別的行為の根絶に向けた啓発を実施します。
- ③ 新宮町男女共同参画基本計画の推進を図るため、国・県などの関係機関や各種団体などとの連携・協働に努めます。

主要施策の指標

指標名	R 6実績値	R12目標値
審議会等における女性委員の比率、登用率	29.4%	40.0%
庁内管理職における女性登用率	18.8%	25.0%
庁内男性職員の育児休業等の取得率	50.0%	100%
住民・団体を対象とした人権学習会の開催数	13回	14回
町内企業への男女共同参画啓発件数（件／年）	5件	2件
町民への男女共同参画啓発件数（件／年）	4件	5件

関連個別計画

- 新宮町人権教育・啓発基本指針
- 新宮町人権教育・啓発基本指針実施計画
- 新宮町男女共同参画基本計画
- 新宮町子ども・子育て支援事業計画
- 新宮町教育行政の目標と主要施策

主要施策



健康づくりの推進

現 状

食生活の乱れや運動不足、飲酒、喫煙などが要因で発症する生活習慣病は、自覚症状がないまま進行する疾病も多く、重症化すると心疾患、脳血管疾患、一部のがんなどを発症するリスクが高まります。生活習慣病は予防が可能であり、若い世代からの正しい生活習慣や健康管理への理解が重要です。

町では、令和5(2023)年に第2期新宮町健康増進計画(兼食育計画)を策定し、住民の健康増進と生活習慣病予防の取り組みを推進しています。また、生活習慣病重症化予防のため、個々に応じた健康相談や教室を開催しています。誰もが生涯にわたって健康を維持していくため、疾病の予防と早期発見、主体的な健康づくり活動を推進していくことが必要です。

方 向 性

住民が健やかでいたいと思う意欲や関心を高め、自らの心身の健康維持のために行動できるよう、健康情報の発信や受診率向上に向けた取り組みを実施し、住民が共に支え合い、つながり合いながら、健康に暮らせる環境づくりを推進します。

また、県・保健所などと連携して、感染症の発生及び拡大に対し、迅速かつ適切に対応できる体制づくりを推進します。

具 体 施 策

(1) 健康と食に関する啓発の実施

- ① 住民の健康増進のため、町広報誌やホームページ、食を学習する教室などを通じて食生活への関心を高め、規則正しくバランスの取れた食生活の普及に努めます。
- ② 住民・関係団体・行政が協力して健康増進に取り組むため、SNSを活用するなど効果的な健康情報の発信を実施します。

(2) 健康増進・疾病予防の取り組みの推進

- ① 住民の疾病予防、早期発見・治療のため、健(検)診内容・体制を整備し、住民の健(検)診や生活改善に対する理解を深め、健(検)診の受診率向上に努めます。
- ② 高血圧症や糖尿病といった生活習慣病の重症化予防のため、住民が健康増進の取り組みを実践できるよう適切な保健指導に努めます。
- ③ ライフステージに応じた保健事業を実施し、住民が健康増進に取り組みやすい環境づくりに努めます。
- ④ 県、医療機関、食生活改善推進会、生産者や飲食店などと連携し、食育を推進します。

(3) こころの健康づくり

- ① 住民がこころの健康に関心を持ち、自分のこころの健康状態を知り、適切な対応ができるよう、メンタルヘルスケアの必要性の啓発に努めます。
- ② 住民のこころの健康づくりのために、相談や支援体制の充実に努めるとともに、支援が必要な人を相談や福祉サービスなどにつなげることができるよう情報提供や連携に努めます。
- ③ 自殺予防の対策として、地域で自主的に見守り活動ができるゲートキーパーなどを育成し、相談体制の充実に努めます。
- ④ うつ病などの相談対応能力向上のため、職員の専門性を高める研修の実施など人材育成に努めます。

(4) 感染症の対策の充実

- ① 感染症予防のため、予防接種や、適切なマスクの着用、手洗いの実践など感染症対策を推進し、感染症・食品衛生に関する啓発を実施します。
- ② 感染症への対応のため、発生時に備え関係機関で情報共有に努め、流行時には、保健所など関係機関と連携した情報収集、正確な情報発信、相談対応、医療・予防接種体制の確保など感染拡大防止に努めます。
- ③ 予防接種に関する情報周知や乳幼児健診での接種確認などを実施し、接種率向上に努めます。

主要施策の指標

指標名		R 6実績値	R 12目標値
特定健診・特定保健指導の受診率	健診	37.3%	60.0%
	指導	25.9%	60.0%
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群等の割合		24.0%	23.0%
健康づくりに関する事業の実施回数と参加者数	事業数	76回	75回
	参加者	272人	300人
予防接種率	高齢者肺炎球菌（65歳）	17.3%	20.0%
	二種混合	38.5%	60.0%

関連個別計画

- 新宮町保健事業実施計画（データヘルス計画及び特定健診実施計画）
- 新宮町健康増進計画
- 新宮町子ども・子育て支援事業計画
- 新型インフルエンザ等行動計画
- 新宮町高齢者保健福祉計画

主要施策



地域福祉の充実

現 状

住民誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい自立した生活を送れるよう、地域全体で支える仕組みづくりとして、「しんぐるっと～支え合いのまちづくり推進会議～」で住みよい地域づくりについて住民と共にグループワークを重ねてきました。

しかし、コロナ禍による社会情勢の変化にともない、社会と関わる機会の減少や、地域のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境に大きな変化がみられるようになりました。

こうした地域を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応するため、第3次新宮町地域福祉計画を令和8(2026)年3月に策定しました。

方 向 性

これまで以上に地域福祉は、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるような環境をつくり、それを持続させていくことが求められています。そのため、様々な生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助・共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決するための仕組みづくりを推進します。

また、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、お互いの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを大事にし、困った時に助け合う「ともに支え合う地域づくり」、「共に生きる地域共生社会づくり」をめざします。

具 体 施 策

（1）地域福祉活動の充実

- ① 誰もが住み慣れた地域で活躍し、お互いに支え合える地域づくり（地域包括ケアシステムの構築）を推進します。
- ② 民生委員・児童委員や行政区福祉会などの福祉活動を支援します。
- ③ 新宮町社会福祉協議会などの関係団体と協力して、地域福祉の充実に努めます。

（2）見守りネットワークの充実

- ① 町で作成した避難行動要支援者避難支援リストを活用し、緊急時に備え日頃の見守り活動を実施します。
- ② 高齢者などの異常を早期に発見するため、地域での見守りや助け合いを促進し、高齢者などの見守りネットワークの活動を支援します。

(3) 福祉ボランティア活動の推進

- ① 町の地域福祉を包括的に推進していくため、新規ボランティア団体の立ち上げや福祉ボランティア団体同士をつなぐ活動を支援します。
- ② 地域包括ケアシステムを推進するため、地域において生活支援を行うことができるボランティアの育成に努めます。

(4) 戦没者遺族などへの援護

- ① 恒久平和の啓発のため、英霊の顕彰と戦没者遺族の福祉の増進に努めます。

主要施策の指標

指標名	R 6実績値	R12目標値
福祉ボランティア団体の数	11 団体	13 団体
福祉ボランティアの数	275 人	290 人

関連個別計画

●新宮町地域福祉計画

●新宮町自殺対策計画

主要施策



高齢者福祉の充実

現 状

新宮町の高齢化率は、令和7（2025）年3月末現在で19.93%と県内では低い方から2番目となっていますが、町の5年前の高齢化率に比べ1.74%上昇しており、今後さらに高齢化が進行すると考えられます。また、介護保険の要介護認定率は令和7年（2025）3月末現在で14.26%と福岡県平均の20.06%と比較すると低水準ですが、介護の認定者数は増加傾向にあります。

要介護の状態とならないよう、高齢者が生きがいを持った安全・安心な暮らしを実現するため、社会参加や介護予防・栄養管理などの普及啓発など、継続して支援していく必要があります。

方 向 性

高齢者の介護予防や多世代間の交流の拠点であるふれあい交流館を活用し、介護予防教室など様々な事業を展開するほか、新宮町シルバー人材センターや新宮町シニアクラブ連合会を支援し、高齢者の社会参加を促進します。また、高齢者のフレイル¹予防や疾病予防、生活機能維持のため、健（検）診・保健指導や医療、介護に関するデータを活用し、介護予防事業を進めるなど、きめ細かなサービスを提供します。

具 体 施 策

（1）高齢者の社会参加

- ① 高齢者が活躍できるよう、高齢者への就業の提供を行う新宮町シルバー人材センターを支援するとともに、公共職業安定所や福岡県生涯現役チャレンジセンターと連携を図り就業に関する情報提供を実施します。
- ② 高齢者が地域での仲間づくりや生きがいづくりなどを行えるよう、新宮町シニアクラブ連合会の活動を支援します。
- ③ 地域での居場所づくりや見守り活動を活性化するために、新宮町社会福祉協議会と連携し、行政区福祉会が行うサロン活動（小地域福祉活動）を支援します。
- ④ 高齢者の社会参加や健康づくり、介護予防活動を支援するため、介護予防サポートポイント事業を実施します。

（2）高齢者の健康づくり

- ① 脳卒中や認知症など高齢者に起こりやすい疾患の知識を普及し、適切な治療へつながるよう支援します。
- ② 介護予防などのため、疾病やフレイルなど要介護状態となる原因について、医療・介護・健康診査などの情報を分析し、効果的で一体的な保健事業を推進します。

¹ フレイル：frailty（加齢に伴う身体機能等の低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態）の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語。要介護状態にいたる前段階として位置づけられ、身体的、精神的、社会的に虚弱となるなど、多面的な問題を抱えやすく、様々な健康問題を招きやすい状態を意味する。

- ③ 住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりのため、医療・介護連携や認知症施策などを実施します。
- ④ 介護予防や生活習慣の改善を図るため、高齢者を対象とした健康づくり事業を推進します。

(3) 日常生活支援の充実

- ① 生活に支障が生じたときに適切なサービス利用が受けられるように、介護保険制度や福祉サービスの周知に努めます。
- ② 認知症になっても安心して生活できるよう、認知症に対する地域の理解を深め、サポーター養成や市民後見人養成の充実を努めます。
- ③ 介護保険地域支援事業を推進し、介護予防サービスの充実や住民主体のサービスの充実を努めます。

(4) 相談窓口の充実

- ① 認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、認知症初期集中支援チームによる対応を推進し、認知症ケアパス（認知症のしおり）を活用して認知症に関する相談、普及啓発に努めます。
- ② 介護保険地域支援事業において高齢者の総合相談窓口となる新宮町地域包括支援センターの機能充実に努めます。
- ③ 高齢者の生活に関するあらゆる相談に対応できるよう、関係機関と連携して総合的な相談体制の構築に努めます。
- ④ 虐待の対応や社会保障制度全般への窓口相談対応能力向上のため、職員の専門性を高める研修など人材育成に努めます。
- ⑤ 新宮町福祉センターを福祉の総合的な窓口とするための検討を進め、施設の充実に努めます。

主要施策の指標

指標名	R 6実績値	R12目標値
要介護認定率	14.4%	15.6%
住民主体通所型サービス助成金の助成団体数	15 団体	35 団体
介護予防サポートポイント申請件数	441 件	470 件
認知症サポーター養成者数	1,303 人	1,800 人
シルバー人材センター会員稼働率*	80%	100%

関連個別計画

●高齢者保健福祉計画

●新宮町地域福祉計画

主要施策



障がい者福祉の充実

現 状

人口の増加・高齢化に伴い障がいのある人や児童は年々増加し、障がい者（児）福祉サービス利用者も引き続き増加しています。サービス事業者の数・事業内容共に充実してきましたが、まだまだ不十分です。特に重度の障がいのある人が利用できる事業所や児童を対象とした施設が不足してきており、ニーズに合わせた社会資源の整備が求められています。また、障がいのある人が地域で安心して、仕事や学校に通いながら生活していけるように、地域包括ケアシステムの構築も求められています。

方 向 性

障がいのある人一人ひとりのライフスタイルにあわせ、多様化するニーズにあった支援を行うため、福祉サービスの改善や創設、事業所間の連携強化に努めます。また、障がいがある人もない人も、お互いを支え合い、地域の中で自立して暮らしていくことができる地域共生社会の実現をめざします。

具 体 施 策

（１）障がいのある人の自立と社会参加の支援

- ① 障がいのある人に対する理解を深める活動を充実させるとともに、お互いの個性を認め区別なく共に生きる社会（インクルージョン）について理念の普及に努めます。
- ② 障がいのある人の自立を促進し、生きがいを高めるため、サロンやサークルなどの活動を支援します。
- ③ 障がいのある人の自立と就労促進のために、特別支援学校、就労を支援する事業所と協力し、就労を希望する人たちの就労支援に努めます。

（２）相談支援体制の充実

- ① 障がいのある人が安心して地域での社会生活を送ることができるよう、情報の提供を行うとともに多様化する相談に対応するため関係機関との連携に努めます。
- ② 障がいのある人の福祉ニーズの対応や社会参加への支援、地域課題の解決のために、福祉ボランティアなどの支援者と民間事業者、行政の相互連携に努めます。

主要施策の指標

指標名	R 6実績値	R12目標値
移動事業の延べ利用者数と延べ利用時間	延べ利用人数	180 人
	延べ利用時間	1,934 時間
指定特定相談支援事業者並びに 指定障がい児相談支援事業者の指定数	指定特定	4 箇所
	指定障がい児	3 箇所

関連個別計画

●新宮町障がい者（児）計画

●新宮町地域福祉計画

主要施策



社会保障の充実

現 状

社会保障は、病気や障がい、介護、失業など生涯にわたる生活上の不安に対して、幅広く対応するものとして、安心と安定した日常生活を送るうえで不可欠なものとなっています。また、生活困窮者の相談内容も複雑化しており、最後のセーフティネットである生活保護に頼らざるを得ない事例も生じています。新宮町の生活保護率は福岡県全体と比較すると低い水準となっていますが、相談件数は増加しています。

方 向 性

地域医療については、住民が生涯にわたり身近な地域で、いつでも安心して適切な医療を受けられるよう、医療体制の整備を行い、夜間や休日の急病にも対応できる体制の確保に努めます。

また、住民の生活支援については、最低限度の生活の保障や生活自立の支援・援助などのセーフティネットを確保します。経済的に困窮し、最低限度の生活が維持できなくなる恐れのある人に対して、生活困窮者自立支援制度を活用し、しごとくらし相談室や関係機関と連携しながら個々の状況に応じた自立に向けた支援の充実・強化を図るとともに、自立が困難な方へは、生活保護制度により最低限度の生活を保障します。

具 体 施 策

(1) 地域医療体制の充実

- ① 休日や夜間、相島においても必要な医療を提供するため、県や医師会など関係機関と連携し、地域医療の充実に努めます。
- ② 相島において、島民が安心して暮らせる医療体制を継続できるように、医師及び看護師の確保に努めます。

(2) 低所得者福祉の充実

- ① 低所得者からの相談に対し、粕屋保健福祉事務所やその他関係機関と協力・連携し、適切な支援に努めます。
- ② 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、本人の状況に応じた相談や、就労支援を行うために、『しごと・くらし相談室』を設置・活用し、関係機関と連携して自立支援の充実に努めます。
- ③ 障がいのある人や高齢者、ひとり親家庭、低所得者など、住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）に対しては、関係機関と連携して住まいの支援に努めます。
- ④ 住宅セーフティネットの一つである町営住宅を長期的に活用するため、適切な保守点検等を実施し、計画的な修繕、改善対応に努めます。



主要施策の指標

指標名	R 6実績値	R12 目標値
しごと・くらし相談室利用者の相談案件終結数（累積）	207 人	232 人

基本計画